

死刑廃止をめざして

2021.9
第9号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・「米国の連邦レベルでの死刑の執行停止を受け、あらためて日本での死刑制度の廃止を求める会長談話」と最近の米国での死刑制度をめぐる動き 11
- ・2021年度活動方針について 11
- ・[報告]シンポジウム「刑罰制度改革の一環として死刑廃止を考える」 12
- ・[報告]勉強会「いま、改めて死刑再審無罪事件を学ぶ」 12
- ・[報告]「アジアの『死刑』を考える」(京都弁護士会主催)勉強会 12

「米国の連邦レベルでの死刑の執行停止を受け、あらためて日本での死刑制度の廃止を求める会長談話」と最近の米国での死刑制度をめぐる動き

副会長 土井 裕明 (滋賀)

日弁連は、本年7月16日付けで、「米国の連邦レベルでの死刑の執行停止を受け、あらためて日本での死刑制度の廃止を求める会長談話」を公表した。

先進国で死刑制度が残るのは米国と日本だけ

OECDに加盟する先進38か国のうち、死刑制度が残っているのは日本、米国、韓国の3か国だけである。このうち韓国はすでに二十年以上死刑が執行されていないため、事実上の死刑廃止国に分類されている。

米国では州法違反の罪は州の裁判所で、連邦法違反の罪は連邦裁判所で審理される。州レベルでは50州中すでに23州が死刑を廃止している。残る27州のうち12州では最近10年以上執行がない。死刑執行が続いている州においても、執行件数は減少傾向にある。他方、連邦レベルでは死刑制度が残っている。

ちなみに日本では、2019年12月を最後にしばらくは執行がない。しかし、それまでは例年2回程度の執行が行われてきた。特に2018年には年間で15名もの大量執行が行われている。

トランプ政権による大量執行

トランプ前政権は、退陣の間際の本年1月までの半年間に、立て続けに死刑を執行した。一連の執行は少なくとも三つの点で特異なものであった。

第一に、執行数の多さが挙げられる。連邦レベルでは過去17年にわたり執行がなかったにもかかわらず、トランプ政権は最後の半年の間に13名について死刑を執行した。一人の大統領による執行としては戦後最大の数である。

第二に、執行方法の変更がある。連邦の死刑は、規則上、特定の薬品を注射することにより執行することと定められていたが、この薬品の米国国内での生産が停止されたことから、入手が困難となっていた。そこでトランプ政権は、規則を変更して他の薬剤の使用を可能にした上で、執行に踏み切ったのである。この規則変更では、感電死や窒素ガス、銃殺といった執行方法も可能にしている。

第三は、執行の時期である。一連の執行は大統領選挙の運動期間中に始まり、投票結果が明らかになった後も続けられた。選挙が終わり、大統領の交代を控えている時期の執行はしないという百年來

の慣例も破られた。これらの執行は、死刑を支持する保守層へのアピールを狙ったものと言われている。

バイデン大統領への期待と政権発足後の沈黙

一方、バイデン氏は、大統領選挙の最中から、連邦での死刑制度廃止を公約に掲げていた。「連邦レベルでの死刑を廃止する法案を成立させ、各州がこれに従うよう働き掛ける」。これが彼の選挙公約であった。新大統領の誕生は、米国の死刑廃止に取り組み入るに大きな期待を抱かせるものであった。

しかし、ことはそう単純ではない。米国では、新大統領就任後最初の100日の姿勢が注目されるが、死刑廃止に関して明確な動きは見られなかった。米国の死刑廃止運動の関係者は不満を募らせていた。

こうした中で、6月15日には、ボストンマラソンの爆弾事件の被告人に対して、司法省が死刑求刑を維持するという事態が生じた。この事件で、トランプ政権下の司法省は、終身刑の判決を不服とし死刑を求めて上訴していたが、バイデン政権下の司法省も同様に死刑を求めたのである。

これに対してはバイデン氏の公約違反ではないかという強い反発の声が上がった。ホワイトハウスの副報道官は、司法省には独立性があり、トランプ政権のように独立性を侵害するようなことはしないと説明した。

ガーランド司法長官の通知

それからわずか半月後の7月1日、ガーランド司法長官は、連邦レベルでの死刑の執行を一時的に停止するとの通知を公表した。

司法長官が公式に死刑執行の一時的停止を言明したことは大きなニュースである。諸外国の例をみると、執行停止はそのまま死刑制度の廃止につながるケースが多い。米国でもいよいよ連邦レベルでの死刑制度の廃止が視野に入ってきた。

司法長官の通知に関しては、単にトランプ政権以前の状態に戻す措置にすぎず、過大な期待はできないという見方もある。このような慎重論が広がるのも無理はない。死刑廃止を公約に掲げたバイデン氏への当初の期待が大きかったわけには、死刑制度廃止への当初の動きが鈍かったからだ。けれども、この通知の冒頭には、人道性、公平性、えん罪の問題な

2021年度活動方針について

2021年6月18日に開催された死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の全体会議(理事会内本部)において、今年度の活動方針案が承認された。

死刑制度の廃止を実現するため、以下の活動を今年度の目標としている。

活動目標

- (1) 法務省内に、死刑制度を含む刑罰制度改革のための協議を行う審議会(有識者会議などを含む)が設置されるよう働きかけること。
- (2) 国会において、死刑執行停止法案を速やかに成立させること。
- (3) その他、設置要綱に記載されている目的の実現。

7月16日に公表された日弁連の会長談話は、このような文脈の下

会長談話と日本の方向性

どの見地から、死刑制度に対する重大な懸念があるとの前置きが記載されている。現政権が、死刑制度の廃止を志向していることに変わりはないと思われる。米国での報道も、司法長官の通知は、死刑廃止に向かう上で十分とは言えないまでも着実な一歩である、との論調が多い。

で、米国で死刑廃止に向けた動きが加速することを期待する趣旨のものである。米国で死刑制度が廃止されれば、日本にはとどの国との間で犯罪人引き渡し条約を締結できていない。日豪地位協定の交渉も停滞している。いずれも、日本に死刑制度が存在することが原因であると言われている。国連からも再三にわたって死刑制度の廃止を検討するように求められている。多方面で国際化が進む中で、死刑制度に関して、日本だけが我が道を行くというわけにはいかないのである。その後、7月下旬になって、米司法省は、7つの事件についてトランプ政権時代に行われた死刑求刑を取り下げた。今後とも、米国の動きに注視しつつ、日本の法務省に対しても死刑制度の廃止に向けた検討を求め続けていく必要がある。

報告

シンポジウム「刑罰制度改革の二環として

死刑廃止を考える」

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 副本部長 小池 振一郎 (第二東京)

2020年10月法制審答申「犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、懲役と禁錮を単一化して『新自由刑』とし、新自由刑に処せられた者には改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができる」を受け、日弁連は、シンポジウム「刑罰制度改革の一環として死刑廃止を考える」を本年4月12日に開催した。

名執雅子元法務省人権擁護局長・矯正局長が、監獄法改正の成果と今後の展望等について講演した。監獄法改正により、受刑者には矯正処遇として、作業と改善指導・教科指導が同一レベルで位置づけられ、同氏は、改善指導のシステム作りに関わった。職員の間からアイデアや工夫が次々と提出され、「法律が変わる」ということは雰囲気を変えさせることを実感したという。

また、名執氏は外部者専門家の登用の重要性について、刑務官だけが働いていた刑務所に教育や心理や福祉の専門家が増えてくることで、組織に多様性が生まれ、個々の受刑者の処遇・教育についてフラットな関係で議論できる雰囲気となったと指摘した。

開かれた矯正として、視察委員会制度が入ったが、外部との連携により施設内処遇から社会内処遇

につなげる仕組みが育ったところ、さらに福祉、医療、教育、住居、経済的手当など、より包括的な支援を自治体と連携して構築することが課題という。

死刑の代替刑としての終身刑については、社会復帰の望みが全くないというは受刑者に相当の絶望感を与えるので、現行の死刑囚の処遇と同様に多大な困難を伴わずかでも社会復帰の可能性があるならば自分の罪に向き合うという処遇を行うことになると指摘された。

河村建夫(衆議院議員)「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」会長は、世界の潮流は死刑廃止に向かっており、そうでないのは先進国の中で日本くらいで、日本はこのままでいい

いつたん執行されると取り返しつかないため、スーパー・デュー・プロセス(超適正手続)が定められているとして、死刑判決の数、死刑執行の数が、ともに激減している現状を報告した。バイデン大統領は死刑廃止を公約し、カマラ・ハリス副大統領は、検察官出身だが、死刑廃止論者であって、地区検事時代には死刑の求刑をしなかったという。



基調講演をされる名執雅子氏

報告

勉強会

「いま、改めて死刑再審無罪事件を学ぶ」

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 副本部長 川村 百合(東京)

2021年5月14日、京都弁護士会の鴨志田祐美会員に、「いま、改めて死刑再審無罪事件を学ぶ」と題して、講演していただいた(日弁連会館での講演とオンライン配信の併用)。

鴨志田会員の所属を「京都弁護士会」と聞いて、首をかしげた方も多かったろう。鴨志田会員は、2021年3月までは、あの大崎事件が発生した地である鹿児島県弁護士会所属であった。今年の4月に京都に登録替えをした理由は、

大崎事件第四次再審事件弁護士団事務局長としての活動と再審法改正を実現するための活動を「車の両輪」と位置づけ、鹿児島と東京の中間地点に拠点を移すことが最適であると判断したためであると言った。

講演は、①「死刑4再審」とは、②「死刑4再審」にみる冤罪の構造、③「死刑4再審」後の死刑再審事件の現状、④死刑制度と再審法、の順に進められた。

まず、死刑4再審事件について、

捜査から確定判決、再審無罪までの道のりについて詳細な解説があった。

死刑事件での再審無罪判決が1件もないこと、その理由として裁判所による新証拠の「明白性」解釈の変化、検察庁の「再審対策」の強化などが指摘され、「雪解け」から「冬の時代」への逆流」と表現された。

その上で、死刑4再審以降も冤罪の構造はなくなっていないのに

このような状況を踏まえ、鴨志田会員は再審法改正の必要性を強調された。すなわち、戦前の旧刑事訴訟法は戦後大きく変わったにもかかわらず、再審についての規定だけは旧法の規定がほぼそのまま残っていることが問題である。

この点、日弁連は過去4回にわたり再審法改正案を公表しているが、1991年(平成3年)案を最後に動きが沈静化している。鴨志田会員はこれを憂い、長年、日弁連内でも幾度となく悔しい思いをしながら、日弁連としての運動を進めるために闘ってこられたとお見受けする。

講演の結びは、「仮に死刑存置論に立つても、我が国の刑事司法の現状では死刑制度の合理性を担保できない」というものであった。なお、ご自身は、再審制度の改正にかかわらず死刑廃止論者であることを明らかにされた。

報告

「アジアの『死刑』を考える」

(京都弁護士会主催)勉強会

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部委員 安西 敦(京都)

2021年7月6日、オーストラリアのモナッシュ大学法学部准教授の佐藤舞氏を講師として、アジアの死刑制度について学ぶための勉強会をオンラインで実施した。

佐藤氏は、同大学で死刑についての研究機関であるエレオス研究所(Eleos Justice)を立ち上げ、映画「望むのは死刑ですか 考え悩む『世論』」の元となった調査研究でも著名な社会学者である。

エレオス研究所では死刑の研究・教育・死刑廃止運動をしているとのこと、その中で取り組んでいるアジアの死刑問題の多くの論点についてのお話があった。

まず、アジアでの死刑に関する研究が非常に少ないことが指摘された。そして、エレオス研究所での研究成果として、アジア諸国における死刑存置論においては、必ずしも人権やえん罪の問題ばかりに焦点が当たっているわけではない、死刑を存置していることが外交に与える影響を考慮して対外的な態度を決める国があることや、国内への政治的なアピールから死刑を置く国があることなどの分析が紹介された。その関係で、日本とオーストラリアとの間で自衛隊とオーストラリア軍との法的地位などを規定する円滑化協定が交渉中であることに触れ、日本が死刑制度を存置していることがこうした交渉に影響を与えていることに

ついて議論していくべきであるという示唆がなされた。また、女性や性的マイノリティに対する死刑や名誉殺人などが問題になっている国が多数あることが紹介され、日本でもこうした観点からの検討が必要であることも指摘された。

教育やアドボカシーの点についても、アジア諸国の市民団体や弁護士のサポート、研究者の育成にあたっては、アジアでの死刑廃止ネットワーク構築の活動をしていることの紹介があった。死刑廃止活動をすることで政府からの弾圧を受けて危険な国もあることから、そうした国の活動家が安全に連絡を取れるようにエレオス研究所の名前には死刑という語を入れていないという説明があり、死刑は、こうした意味でも非常に緊張した人権問題であるということを確認できた。

ここで全ての紹介はできないが、佐藤氏のお話を通じて、死刑存置論について私たちが持つべきだった視点を多数知ることができた。京都弁護士会の死刑制度廃止検討委員会では、2019年に台湾での調査を実施するなど海外の死刑制度の勉強に取り組んできたが、今後も国際的な視点を取り入れた議論を続けていきたいと考えている。